

金融持株会社に係る検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">銀行持株会社用</div>	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">銀行持株会社用</div>
<p>グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 個別の問題</p> <p>① 【連結自己資本比率の算式】 連結自己資本比率は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第2条、国内基準適用金融機関にあつては告示第14条の定めに従つて算出されているか。 (ただし、国内基準適用金融機関については、告示第16条の定めに従つて、マーケット・リスク相当額に係る額を参入しないことができる。)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 【自己資本の額】 (i) 国際統一基準適用金融機関 イ. 自己資本の普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第5条の定めに従つて算出されているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ. ～ホ. (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) (略)</p> <p>④～⑦ (略)</p>	<p>グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 個別の問題</p> <p>① 【連結自己資本比率の算式】 連結自己資本比率は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第2条及び第2条の2、国内基準適用金融機関にあつては告示第14条の定めに従つて算出されているか。(ただし、国内基準適用金融機関については、告示第16条の定めに従つて、マーケット・リスク相当額に係る額を参入しないことができる。)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 【自己資本の額】 (i) 国際統一基準適用金融機関 イ. 自己資本の普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目及び調整項目の額にあつては、告示第5条、<u>資本バッファーに係る普通株式等Tier 1 資本の額</u>にあつては、告示第7条の2の定めに従つて算出されているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ. ～ホ. (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) (略)</p> <p>④～⑦ (略)</p>